

審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：長野県公安委員会（仮免許証の再交付については、長野県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間： 1 再交付の申請が、当該申請に係る運転免許証を交付した長野県公安委員会に対して行われた場合は、1日 2 再交付の申請が、当該申請に係る仮運転免許証を交付した長野県警察本部長に対して行われた場合は、1日
申 請 先： 1 運転免許証の再交付 北信運転免許センター、東信運転免許センター、中南信運転免許センター及び飯田警察署 2 仮運転免許証の再交付 北信運転免許センター、東信運転免許センター、中南信運転免許センター及び警察署（飯山警察署、長野南警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、阿南警察署、木曾警察署及び塩尻警察署を除く。）
問 い 合 わ せ 先：東北信運転免許課北信運転免許センター（電話：026-292-2345）
備 考：